

出来事（2019年9月）

1. 食品添加物の指定 厚生労働省

9月の食品添加物の新規指定は、ありません。

2. 食品添加物の規格・基準の改定 厚生労働省

食品添加物公定書追補作成のための意見募集が実施されています。（10月21日まで）

① 新たに成分規格を設定する9品目：

没食子酸、ジャマイカカシヤ抽出物、ヒアルロン酸、グルコサミン、ヒマワリ種子抽出物、酵素処理レシチン、ゲンチアナ抽出物、塩水湖水低塩化ナトリウム液、コメヌカロウ

② 成分規格を改正する10品目等

L-グルタミン酸カルシウム、ラカンカ抽出物、プロピレングリコール脂肪酸エステル、アスパルテーム、二酸化チタン、キサントガム、アルギン酸、過酢酸製剤、次亜臭素酸水、テルピネオール、試薬・試液

3. ゲノム編集技術応用食品の上市の準備 厚生労働省

厚生労働省のホームページの遺伝子組換え食品のページに「ゲノム編集技術応用食品等」が設けられました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/bio/index_00013.html

尚、表示については、「遺伝子組換え技術応用食品」に該当する場合は、厚労省の審査を経て、その旨を表示します。該当しない場合は、厚労省に届出が必要ですが、表示の義務はありません。

4. 食品添加物の表示の改定 消費者庁

8月の検討会で、5つの論点に整理されました。今後についての大方の見通しは、論点3の「無添加」表示についてのガイドラインができる程度で、添加物の「全面表示」には至らないようです。

5. アーモンドを表示推奨品目に追加 消費者庁

9月20日、食物アレルギーを引き起こすとして加工食品に表示を推奨する品目に、「アーモンド」を追加して、21品目になりました。推奨品目の追加は、2013年のゴマとカシューナッツ以来です。尚、表示義務のある特定原材料は、次の7品目で変更ありません。

* 特定原材料：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 9 月の新たな出荷制限はありません。

7. カビ毒シトリニンに関する討議資料

英国食品基準庁毒性委員会 (UK FSA COT) は、乳幼児の不純物のリスクのレビューを進めています。カビ毒シトリニンについて 20 μ g/体重/日に基づく「ヒトにおける腎毒性の懸念がないレベル 0.2 μ g/体重/日」よりも暴露量は下回っているため、腎毒性に対する毒性学的な懸念事項はないが、遺伝毒性と発がん性への懸念を排除することはできないとしています。尚、シトリニンは、IARC で「Group 3」に分類されています。

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/tox20195405mycotoxinsadditionalinformation.pdf>

8. ターメリックによる肝毒性

2018 年 12 月から 2019 年 7 月 20 日の間に、クルクミンとピペリンを含むダイエタリーサプリメントの摂取の可能性の高い急性胆汁うっ滞性肝炎 (Acute cholestatic hepatitis) の 21 症例がイタリア地方で報告されました。ターメリック粉末はしばしば他の Curcuma 種の粉末が混入します。中でも Curcuma zedoaria は有毒です。

クルクミンの ADI は 3 mg/kg 体重/日ですが、サプリメントの製品によっては ADI を大幅に超過することがあるとのこと。尚、着色料の国際業界団体 (NATCOL) が、毒性データを提供し、JECFA で着色料としての安全性評価がなされています。

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/tox201952turmericssupplements.pdf>

8. 二酸化チタンを含む食品の販売の一時停止 フランス

フランス政府は、2020 年から 1 年間、食品添加物 E-171 (二酸化チタン) を含む食品の販売を一時中止すると、4 月 25 日発表しました。

https://www.bfr.bund.de/en/titanium_dioxide___there_is_still_a_need_for_research-241091.html

9. 農協野菜 Days39 品目の野菜&フルーツ 500ml の自主回収 神奈川県

回収の理由：製造機器の一部 (黒いセラミック片) が商品に混入した恐れがあるため

製造者：株式会社全農ハイパック 茨城県常総市内守谷町 4365-1

販売者：雪印メグミルク株式会社

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p1208990.html#atsugi-jyusu>

10. 中国産梅を「国産」と偽装 9月12日

北九州市の食品メーカーが、中国産梅を「大分県産」と偽って食品メーカーに卸していたことが、西日本新聞への内部告発で明らかになりました。少なくとも5年前から、中国産の梅や野沢菜を「大分県産」や「国産」と偽装して食品メーカーに出荷していたとのことです。

11. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社テルヴィスがポルトガルから輸入した「いったカフェインレスコーヒー豆」の行政検査で、指定外添加物（ジクロロメタン）の使用による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・玉錦が台湾から輸入した「シロップ」の行政検査で、スクラロース 2.0g/kg 使用による使用基準不適合で、廃棄、積戻し等が指示されました。

（作成：2019年9月30日）